

令和 5 年度

第 6 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和5年8月9日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和5年度第6回千葉市農業委員会総会を千葉市役所2階X L会議室201・202に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について	1件
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	10件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第5号 千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	7件
議案第6号 千葉市農地利用最適化推進委員の辞任の同意について	1件
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について	3件
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	8件
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	43件
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について	12件
報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について	14件
報告第6号 千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	5件
報告第7号 農地法第5条の規定による許可について（千葉県知事許可）	1件

<出席委員> (15名)

1番 秋庭重樹	2番 石井一也
3番 小川友安	4番 長谷部衡平
5番 芳澤和哉	6番 小島英男
8番 橋本泉	9番 佐々木貴史
10番 秋葉重雄	11番 大塚秀行
12番 脇田章子	13番 清宮恵理子
14番 小林直樹	15番 市原律子
16番 高橋芳和	

<欠席委員> (2名)

7番 横山清亮	17番 齊藤憲次
---------	----------

<事務局説明員>

事務局長(農政部長併任)	渡部義憲	事務局次長	中田照子
次長補佐	齋藤聰子	農地活用班長	佐々木聰子
農地審査班長	高山智裕	農地指導班長	森末豪
農地保全班長	原田賢一		
農政課長	南駿	農政課企画班長	佐藤大介
農政課	山内駿		
農業経営支援課組合支援班長	鶴岡芳明	農業生産振興課持続型農業推進班長	中村健一

	開 会 （午前10時00分）
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまより、令和5年度第6回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中15人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 3番 小川 友安 委員 議席番号 5番 芳澤 和哉 委員</p> <p>のご両名にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、千葉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、千葉市長の意見照会を受け、回答するものです。</p> <p>農政課、説明をお願いします。</p>
農政課長	<p>まず、本議案をご審議いただく経緯について、ご説明いたします。</p> <p>資料1の1ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法につきましては、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けた農用地の利用集積や経営管理の合理化などの農業経営基盤の強化を促進することを目的としております。この目的を達成するために、県は基本方針、市町村は県の方針に沿った方向性の基本構想を策定することとなっておりまして、本市では、産業として自立できる農業の確立を推進していくために、基盤強化法第6条の規定により、地域の実情を踏まえた基本構想を策定しているところです。</p> <p>これにつきまして、本年4月1日付で、基盤強化法の一部改正が施行されたことに伴い、県の基本方針が変更されたことから、変更後の県の基本方針に沿った方向性で本市の基本構想についても、本年9月末までに変更する必要があります。</p> <p>本市の基本構想の策定にあたりましては、県基本方針変更後の本年6</p>

農政課長	<p>月より素案の策定作業を始めており、7月中に千葉県千葉農業事務所と千葉市農業経営改善支援センターへの意見照会を行い、原案を作成いたしました。その後、変更原案について、先般、千葉市農政推進協議会にて審議を行い、変更案を取りまとめたところです。</p> <p>当該変更案につきましては、基盤強化法施行規則第2条の規定により、農業委員会及び農業協同組合に意見照会を行うことが定められておりますので、この度、本会においてご審議いただく運びとなっております。なお同規則の規定に基づき、千葉みらい農業協同組合様あてにも並行して意見照会を行っているところです。</p> <p>今後のスケジュールといたしましては、本会でいただいたご意見とあわせて、変更案の修正等を行い、9月上旬に県知事への同意協議書を提出し、9月末に公告を行うこととしております。</p> <p>それでは、変更案についてのご説明に入ります。説明は基本的に、変更に当たってのポイントをまとめた資料1に基づき行いますが、資料2が変更案、資料3が新旧対照表となっております。</p> <p>資料1の2ページをご覧ください。まず、全体の構成に関して、基本構想に記載すべき事項が法改正により変更となったため、それに即した構成としております。「II 基本構想の内容（法定記載事項）」でお示している第1から第6までがこれに当たります。この内容をかいづまんでお話ししますと、「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」では、認定農業者と認定新規就農者の育成目標と育成方法が記載されています。こちらでは、主たる従事者が他産業並みの年間労働時間で他産業従事者と遜色ない生涯所得を実現し得る年間所得とすることを基本とするという考え方のもと、認定農業者・認定新規就農者のそれぞれの所得目標について、県と同じ金額に変更しております。具体的には、認定農業者は1経営体当たり550万円程度から主たる従事者1人当たり520万円程度、認定新規就農者は1経営体当たり250万円程度から主たる従事者1人当たり270万円程度に、それぞれ変更しています。ここでいう主たる従事者とは、農業経営において主体的な役割を担う者をいい、法人経営における経営者や役員、家族経営の場合は世帯主を想定しています。</p> <p>次に、第2と第3の項目では、第1で示した目標を達成し得る千葉市における経営指標を営農類型別に作成しています。経営指標の作成に当たっては、市内経営体をモデルにして作成したところです。</p> <p>続いて、3ページをご覧ください。「第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項」では、農業を担う者の確保・育成に関する考え方や就農等を希望する者の受入から定着までの支援策、関係機関との連携体制について記載しています。</p>
-------------	--

農政課長	<p>次に、「第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」では、おおむね10年後の認定農業者に対する農用地の集積目標と集積のための取組内容について記載しています。集積目標のシェアについては記載のとおりであり、千葉市農業基本計画で掲げた集積目標を基に利用集積の目標面積を算出し、それを県全体の農用地面積の見込み減少率を参考に算出した本市の予想農用地面積で割った数値となっています。「現行」欄につきましては、平成26年に現行の基本構想を策定した際に、10年後の面積を予想して設定した数値となります。しかしながら、今回の基本構想の変更を行うのにあわせて、昨今の状況を踏まえたものに更新する必要がありますので、「変更後」欄に記載のとおり、今から10年後である令和15年を目標として新たに数値を設定したところです。</p> <p>最後に、「第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」では、法改正により、新たに地域計画が追加されたことから、協議の場の設置方法や区域の基準等、地域計画の策定に係る基本的な事項を記載しています。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
橋本委員	<p>2点伺います。</p> <p>1点目は、資料1の1ページに、認定農業者制度について、認定を受けた農業者は、資金の融資や税制措置などの支援措置が受けられる旨の記載がありますが、具体的にどのような制度があるのでしょうか。</p> <p>2点目は、同3ページに、「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」が記載されています。現行の目標シェア41パーセントに対して、変更後は28パーセントとなっていますが、現状に即した設定としたということでしょうか。</p> <p>1点目の資金融資につきましては、幾つかある中で最も代表的なのは、日本政策金融公庫が行っている農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）で、個人は3億円、法人は10億円までの融資を低金利で受けられるというものです。</p>
農業経営支援課	

農政課長	2点目の目標シェアにつきましては、資料に計算式をお示ししているとおり、おおむね10年後の予想農用地面積を県全体の見込み減少率を参考に算出し、利用集積の目標面積を過去の実績に基づき算出した上で設定したものです。
榎本委員	制度改正により、令和6年度末を期限として地域計画の策定が法定化された中で、現行を下回る目標シェアで問題ないのでしょうか。
農政課長	本市の特色を踏まえた設定とするため、実績に基づき算出した目標面積としたところです。
小林委員	資料1の2ページに記載の「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」について、所得目標の設定が、現行の1経営体当たりの所得から主たる従事者1人当たりの所得に変更されるということですが、認定農業者や認定新規就農者の認定手続きに与える影響はどのようなものを想定されているのでしょうか。
農政課長	目標設定が変更となりますので、当然ながら認定申請手続きの際に、農業者の皆様にこれまでと違った何らかの対応をしていただくということはあろうかと思いますが、我々としては、ここに掲げた目標を目指していかないと、業としてしっかりしたものにはなっていかないという思いがありますので、支援と合わせて取り組んでいきたいと考えています。
芳澤委員	資料1の2ページに記載の所得目標について、認定農業者は現行550万円から変更後は520万円に減となっている一方で、認定新規就農者は現行250万円から270万円に増となってますが、なぜでしょうか。 また、同ページに記載の認定農業者・認定新規就農者が目標とすべき農業経営の指標として、水稻専作と施設野菜専作（トマト直売）についての記載がありますが、これらの営農類型をベースとして所得目標を設定したということでしょうか。
農政課長	所得目標につきましては、主たる従事者が他産業並みの年間労働時間で他産業従事者と遜色ない生涯所得を実現し得る年間所得とすることを基本とするという考え方のもと、県と同じ数値に変更しております。認定新規就農者については、新規学卒者の年間所得額を踏まえて目標所得額を算出しており、おそらく初任給や最低賃金の上昇等の影響により増と

農政課長	なったものと思われます。農業経営の指標につきましては、記載はあくまで主だった営農類型を例示したものであり、全体としては他の品目も営農類型別に整理しているところです。
小島委員	県の基本方針に基づいて市独自の対策を講じるということですが、特筆的な対策はあるのでしょうか。
農政部長	<p>資料1の3ページ、あわせて資料2の29ページをご覧ください。今回の法改正によって、「第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が追加されたところですが、本市におきましては、他市町村と比較してもかなり充実した内容で新規就農者向けの研修事業を実施していると考えております。</p> <p>また経営指標につきましても、資料2の12ページ以降に記載したとおり、市内経営体の経営状況等を考慮し営農類型別に整理しており、本市の特色を反映したものと考えています。</p>
小島委員	新規就農者への支援として、市独自の事業を行っているとの説明でしたが、経営指標を見ると、相当厳しい内容であると思います。市独自の支援を含めて、目標の達成に向けてご尽力いただきたい。
清宮委員	今回の法改正により追加となった「第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項」において、「都市と農村の交流促進」や「快適な農村環境の整備」といった項目がありますが、いずれの箇所にも、昨今急激に増えているスクラップヤードに関する記載はありません。問題意識を共有するためにも、何らかの言及が必要なのではないでしょうか。
事務局長	ご要望の内容については、意見を付して市長あて回答することしたい。
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>本件原案に対する農業委員会の意見については、私と事務局で相談し、本農業委員会の回答とすることに一任頂ける方は挙手願います。</p>
議場	―― 挙 手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、意見を付して回答いたします。

議長 (長谷部会長)	<p>続きまして、日程第2 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、はじめに関係委員にご退室いただいた上で、第1項を審議、採決し、その後再入室いただき、第2項から第5項を審議、採決することとします。</p> <p>それでは、第1項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>
議場	———— 関係委員退室 ——
議長 (長谷部会長)	事前審査第1班、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (高橋委員)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料1ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区下田町に在住の方が、義務者であります緑区あすみが丘9丁目に在住の方が所有する若葉区下田町の農地を、営農の効率化のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ネギを予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願ひいたします。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班の説明のとおり、議案第2号第1項について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	———— 挙手 ——

	<p>議長 (長谷部会長) 賛成全員でございますので、議案第2号第1項について許可と決定いたします。</p> <p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p> <p style="text-align: center;">———— 関係委員入室 ———</p> <p>議長 (長谷部会長) それでは、第2項から第5項について、説明をお願いいたします。</p> <p>事前審査第1班 (高橋委員) ご説明いたします。</p> <p>第2項です。</p> <p>お手元の資料2ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区多部田町に在住の方が、義務者であります若葉区多部田町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ニンジン、タマネギを予定しております。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>次に、第3項です。</p> <p>お手元の資料3ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区古泉町に在住の方が、義務者であります若葉区古泉町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>次に、第4項です。</p> <p>お手元の資料4ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区富岡町に在住の方が、義務者であります緑区鎌取町に在住の方が所有する緑区富岡町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻、里芋を予定しております。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>次に、第5項です。</p> <p>お手元の資料5ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区上大和田町に在住の方が、義務者であります緑区上大和田町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、デントコーンを予定しております。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率</p>
--	---

事前審査第1班 (高橋委員)	利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願ひいたします。
清宮委員	第5項について、義務者はまだ若いにもかかわらず経営規模を縮小するとのことですが、どのような事情なのでしょうか。
事務局	畜産業を営んでいた義務者の父親が廃業することに伴い、隣で畜産業を営む権利者に所有権を移転したいとのことです。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班の説明のとおり、議案第2号第2項から第5項について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号第2項から第5項について許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第1班、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (高橋委員)	ご説明いたします。 議案第3号ですが、第1項から第6項につきましては、現地調査を実施いたしました。 議案書5ページをご覧ください。 はじめに第1項です。 本案件は第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料6ページから9ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、貸車両置場・貸資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、武石インターチェンジから西に約800メートルに位置す

事前審査第1班 (高橋委員)	<p>る農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から 500 メートル以内の農地で、10 ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出などを防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>次に、第3項です。</p> <p>お手元の資料10ページから12ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。</p> <p>本案件は、貸資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから西に約1.8キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から 500 メートル以内の農地で、10 ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に、第4項です。</p> <p>本案件は第5項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料13ページから16ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、駐車場用地とするため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から 500 メートル以内の農地で、10 ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、緩衝帯を設置し、碎石の流出等を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>次に、第6項です。</p> <p>お手元の資料17ページから20ページをご参照ください。資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、貸駐車場・貸資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから南東に約1.3キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から 500 メートル以内の農地で、10 ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p>
-------------------	--

事前審査第1班 (高橋委員)	<p>被害防除については、パイプ柵を設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>次に、第7項です。</p> <p>お手元の資料21ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、花見川区役所から北東に約600メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から概ね500メートル以内に小学校と区役所があることから第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、万年堀を設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、合併浄化槽で処理後、側溝に接続し、雨水は貯留浸透槽にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>次に、第8項です。</p> <p>お手元の資料22ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、貸資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉市立天戸中学校から東に約500メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、土留め板を設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>次に、第9項です。</p> <p>お手元の資料23ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、穴川インターチェンジから北東に約300メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、概ね300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。</p>
-------------------	--

事前審査第1班 (高橋委員)	<p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>次に、第10項です。</p> <p>お手元の資料24ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、専用住宅用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール動物公園駅から南西に約400メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロック・フェンスを設置し、土砂の流出等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は合併浄化槽で処理後、側溝に接続し、雨水は貯留槽にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しております、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
榎本委員	第1項、第2項について、申請土地の地目が田となっていますが、現況はどのような状態でしょうか。盛り土の必要はないのでしょうか。
事務局	現況は畠であり、土を入れる必要はありません。
清宮委員	第8項について、既存施設に隣接する申請地を取得したいのですが、既存施設の現況は把握していますか。
事務局	既存施設は3年前に資材置き場として転用許可しており、現況を確認したところ、仮設トイレ、小型のショベルカー等が置かれていました。
清宮委員	貸資材置き場用地を目的とする転用申請については、貸し先が決まっているか、誰に貸してどのように使われるか等についても明示していただ

清宮委員	きたい。
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班の説明のとおり、議案第3号について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	———— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班、説明をお願いします。</p>
事前審査第1班 (高橋委員)	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。</p>
	<p>第1項です。</p> <p>お手元の資料25ページから27ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、令和5年1月16日付千葉市指令農委第5号の113から115において、農地法第5条の許可をした事業につき、計画変更承認申請が提出されたものです。</p>
	<p>変更内容は、土地利用計画と総事業費です。</p>
	<p>変更の理由は、山林部分の樹木の伐根を行った結果、想定よりも土地に高低差が生じてしまったため、土砂搬入を伴う造成を行うことにより高低差を無くすとともに、造成により有効面積に変更が生じるというものです。</p> <p>これにあたり土地利用計画を変更するため、変更承認申請を提出するというものです。</p>
	<p>事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、議案第4号は承認相当と意見決定いたしました。</p>
	<p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
清宮委員	<p>土砂搬入を伴う土地利用計画の変更にもかかわらず、所要金額が減っているのはなぜでしょうか。</p>

事務局	搬入する土砂について、近隣の流通業務施設建設に伴う残土を利用することで費用を要しない上、現場事務所が予定より小規模で済んだため費用が減ったとのことです。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班の説明のとおり、議案第4号について承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は承認と決定いたします。 次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。 それでは、事前審査第1班、ご説明をお願いします。
事前審査第1班 (高橋委員)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 議案書の11ページをご覧ください。 第1項は、花見川区さつきが丘在住の農家の方が、同区畠町在住の方が所有する同町の畠4筆、合計面積5,488平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付け品目は「キャベツ、ピーマン、大豆、小麦」です。 第2項から13ページの第5項は、権利者が同一のため一括して説明します。 花見川区畠町所在の農地所有適格法人が、若葉区野呂町在住の方、他5名が所有する同町の畠5筆、合計面積16,528平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は30年又は20年、権利者の作付け品目は「小松菜、ほうれん草、ネギ」です。 第6項から14ページの第7項は、権利者が同一のため一括して説明します。 緑区おゆみ野南在住の農家の方が、同区おゆみ野在住の方、他1名が所有する同区平川町、大木戸町の畠3筆、合計面積4,811平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付け品目は「人参、ショウガ、落花生」です。 第1項から第7項の合計面積は、26,827平方メートルです。

事前審査第1班 (高橋委員)	第1項から第7項について、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
橋本委員	第2項、第5項について、1筆のうち1部分のみが申請土地となっていますが、分筆はされていないという理解でよいでしょうか。
事務局	防火水槽の設置等により利用上区分されていますが、分筆はしていません。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	―― 挙 手 ――
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号については、原案どおり決定いたします。 次に、議案第6号「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	令和5年7月25日付で、第4地区の小澤浩一農地利用最適化推進委員から退任届が提出されました。退任理由について、業務内容の事前説明不足のため、自身の主たる業務との両立が困難であると聴いています。農業委員会等に関する法律第23条の規定により、「農地利用最適化推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とされており、農業委員会がこの退任届に対し、同意するとしてよろしいか、ご審議をお願いします。 なお、欠員の補充については、今年度中に委嘱できるよう、改めて総会にお諮りする予定です。

議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 本件につきましては、同意案件であるため、質疑を省略し、採決したい と思いますがご異議ありませんか。
議場	異議、意見等なし
議長 (長谷部会長)	異議なしと認め、採決いたします。 議案第6号については、同意することに、異議のない方は、挙手願います。
議場	―― 挙 手 ――
議長 (長谷部会長)	全員挙手と認めます。よって、議案第6号「農地利用最適化推進委員の 辞任の同意について」は、同意と決定いたします。 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号 から第7号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	<p>議案書の16ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続 等により農地の権利を取得した旨の届け出があったもので、3件ござい ました。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交 付いたしました。</p> <p>議案書の17ページをご覧ください。 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」 は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもの で、18ページまでに8件ございました。内容につきましては、記載の とおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受 理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の19ページをご覧ください。 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」 は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨 の届出があったもので、議案書の25ページまでに43件ございま した。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め 完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の26ページをご覧ください。 報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、 農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について</p>

事務局	<p>農業委員会に通知するもので、28ページまでに12件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の29ページをご覧ください。</p> <p>報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、14件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の30ページをご覧ください。</p> <p>報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、5件ございました。内容につきましては、7月の総会で審議されたもので、7月14日に千葉県農業会議より許可相当との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>議案書の31ページをご覧ください。</p> <p>報告第7号「農地法第5条の規定による許可について（千葉県知事許可）」は、合計転用面積が2haを超えることから、許可権者が千葉県知事であるもので、当委員会及び千葉県農業会議からの許可相当との意見を付し、申請書を千葉県知事に送付したもので、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。千葉県農地・農村振興課より、許可指令書の交付を行ったとの連絡がありました。</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>ありがとうございました。 ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願ひいたします。</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。 以上をもちまして、令和5年度第6回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>閉　　会　（午前11時10分）</p>
-----	--